

気象警報発表時ならびに災害発生時の『臨時休業等』の措置について

大津市教育委員会が策定する「市立学校園における気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準（改訂版 令和8年5月）」に基づき、臨時休業を行います。

下記の太字の通り、臨時休業を行う場合、原則、学校からの連絡はありません。

校長の判断の措置を行う場合は、teturu による配信、ホームページでお知らせします。

I 気象（暴風を含む警報、特別警報、危険警報）

- 1 当日の午前7時の時点で、「大津市南部」に「暴風を含む警報」または「特別警報（警戒レベル5）」、「危険警報（警戒レベル4）」が発表されている場合、その日は臨時休業とします。
その後、途中で警報が解除された場合も家庭学習とします。
- 2 当日の午前7時以降で、登校中又は登校後に「大津市南部」に確実に「暴風を含む警報」または「特別警報（警戒レベル5）」、「危険警報（警戒レベル4）」の発表が見込めるときは、校長の判断により臨時休業とすることがあります。
- 3 当日の午前7時を基準とする前後の時間帯に、「大津市南部」に「暴風を含む警報」または「特別警報（警戒レベル5）」、「危険警報（警戒レベル4）」が発表されていない状態で、以下のいずれかの状況が発生している場合は、地域の実状に合わせて校長の判断により、必要に応じ臨時休業又は始業時刻の繰り下げの措置を行うことがあります。

- 警報レベル3の大雨警報、氾濫警報、土砂災害警報、大雪警報のいずれかが発表されている。
- 避難情報が発表され、本校（体育館）に避難所が開設されている。（複数の発表等を含む）
- 生徒の登校に影響する範囲の公共交通機関（JR 湖西線、バス等）が運転を見合わせている。
- その他、大雨や大雪等の影響により、生徒の安全確保が難しい場合。

II 地震

前日の生徒の完全下校時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は、該当の時刻）の地震の発生により、大津市において震度5弱以上を観測した場合は、その日は臨時休業とします。
ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実状に合わせて、校長の判断により平常どおりの授業を行うことがあります。

III 武力攻撃事態等

前日の生徒の完全下校時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は、該当の時刻）に大津市国民保護計画による武力攻撃事態等による警報の伝達が、大津市から市民に対してあった場合は、その日は、臨時休業とします。
ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実状に合わせて、校長の判断

により平常どおりの授業を行うことがあります。

Ⅳ 登校中の非常変災・危機等発生時

登校中に、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかの事態が生じた場合は、学校で策定した危機管理マニュアルに基づき、生徒はまず身の安全を確保し、状況に応じて公園・学校等の避難場所あるいは自宅に避難します。以上の避難が困難な場合、教員や保護者、地域の人が来るまで待機します。

Ⅴ 熱中症

- 1 滋賀県に「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が午後２時頃に発表された場合、その翌日は臨時休業とします。また、翌日の中学校での部活動も停止とします。（土日祝日、夏季休業中）
 - 2 「暑さ指数」が３１度以上の場合は、空調設備のある場所で活動します。
 - 3 空調設備がない場所において、「暑さ指数」が２８度以上３１度未満の場合は、健康観察やこまめな水分補給を行い、激しい運動や体温が上昇しやすい活動は避けます。
 - 4 前２項を含み、学校生活や部活動等の熱中症対策については、「大津市立小中学校における熱中症対策ガイドライン」（部活動における熱中症対策含む）によるものとします。
 - 5 前３項を含み、大津市中学校総合体育大会における熱中症予防については、大会基準によるものとします。
また、県以上の大会における熱中症対策については、それぞれの大会基準によるものとしますが、必要に応じて市から申入れをします。
- ※「暑さ指数」については、環境省が発表する予測値や測定値を参考にしながら、暑さ指数計による実測値で判断するものとします。